議　事　録

第18期名護市農業委員会

第　37　回 総 会

令和8年9月25日（金）

名護市農業委員会　第37回総会

開催日時　　令和8年9月25日（金）午前14時00分～16時00分

開催場所　　名護市21世紀の森体育館　ミーティング室2

出席委員（ 農業委員 ）

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	欠	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	欠	5番	山城 秀樹	◎	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	◎	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	玉城　康成	○	11番	比嘉 政昭	欠	12番	川野 圭輔	○

（ 農地利用最適化推進委員 ）

13番	大城　昭夫	欠	14番	清水　一郎	欠	15番	比嘉　海斗	欠
16番	呉屋　信竹	欠	17番	金城　秀安	欠	18番	林　昌平	欠
19番	宮城　直人	欠	20番	上間　光成	欠	21番	古我知　直人	欠
22番	玉城　司	○	23番	上地　一宏	○	24番	野原　三喜郎	欠
25番	藤原　邦彦	欠						

議事録署名人　　※上記表内の「◎」

書　記　　名護市農業委員会事務局

議　案　　第227号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
　　第228号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
　　第229号　農地法第4条第1項の規定による許可申請について
　　第230号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について
　　第231号　非農地証明願について
　　第232号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
　　第233号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（売買）
報告　　農地法第3条許可の取り消し願いについて
　　農地法第4条許可の取り消し願いについて
決議　　第1号　全国農業新聞の継続購読及び普及推進に関する決議

（開会）

局長　　皆さんおはようございます。ただいまより第37回名護市農業委員会の総会を開会いたします。議事録署名人は5番委員、7番委員お願いいたします。

本日の議案は7件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長　　皆さんおはようございます。これより第18期第37回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

（議案第227号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について）

議長　　議案第227号農地法第3条第1項の規定による許可申請については3件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　旭川の3筆で地域計画外。農振農用地域内、地目は畑、合計面積1,589㎡。3条無償移転で新規就農。従事日数は本人160日、妻300日、子30日。予定作物はシークヮーサーとなっております。

整理番号2番　済井出の1筆で地域計画外。農振農用地域外、地目は畑、面積331㎡。3条無償移転で新規就農。従事日数は本人180日。予定作物はオクラ、冬瓜、ホウレン草となっております。

整理番号3番　真喜屋の2筆で地域計画内。農振農用地域内、地目は畑、合計面積3,563㎡、3条賃借権で新規就農。従事日数は本人300日。予定作物はマンゴーとなっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第227号農地法第3条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第227号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第228号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について）

議長　　議案第228号農地転用許可後の事業計画変更承認申請については2件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　親川の1筆で、地目は田、面積313㎡。計画通り事業を遂行できない理由が、許可後、資金計画に変更が生じ断念するしかなかったとのこと。変更理由は、その土地を有効活用するため、貸駐車場、貸資材置場として利用するためとのことです。

整理番号2番　久志の2筆で、地目は畑、合計面積211㎡。計画通り事業を遂行できない理由が、許可後、施工業者の倒産によるものであるとのこと。変更理由は、その土地を有効活用するため、一般住宅として利用するためとのことです。

説明は以上となります。

議長　　議案第228号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第228号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてすべて可としてよろしいですか。

委員　　異議なし。

（議案第229号　農地法第4条第1項の規定による許可申請について）

議長　　議案第229号農地法第4条第1項の規定による許可申請については1件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　久志の3筆、地目は畑、合計面積523㎡。転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地となっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第229号農地法第4条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第229号農地法第4条第1項の規定による許可申請について可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第230号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について）

議長　　議案第230号農地法第5条第1項の規定による許可申請については9件になります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　整理番号1番　為又の2筆、地目は畑、合計面積200㎡。所有権移転で転用目的は駐車場、家庭菜園、休憩所。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号2番　為又の2筆、地目は1筆目が田、2筆目が畑、合計面積342.72㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号3番　川上の2筆、地目は1筆目が畑、2筆目が田、合計面積1,148㎡。所有権移転で転用目的は事務所。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号4番　親川の1筆、地目は畑、面積528㎡。所有権移転で転用目的は資材置場。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号5番　親川の1筆、地目は田、面積313㎡。所有権移転で転用目的は貸資材置場、貸駐車場。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号6番　宇茂佐の1筆、地目は田、面積159㎡。所有権移転で転用目的は商業施設。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号7番　宇茂佐の1筆、地目は田、面積219㎡。所有権移転で転用目的は商業施設。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号8番　久志の2筆、地目は畑、合計面積211㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号9番　久志の1筆、地目は畑、面積116㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地となっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第230号農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようですので議案第230号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第231号　非農地証明願について）

議長　　議案第231号非農地証明願については2件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　我部祖河の2筆、地目は畑、合計面積2,615㎡。「当該申請地は、約40年以上前より耕作されておらず、現在は原野となっている。今後農地としての復元は困難である」とのことです。

整理番号2番　大北二丁目の1筆、地目は田、面積201㎡。「当該申請地は、昭和62年頃より公衆用道路として利用されてきた。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。
説明は以上となります。

議長　　議案第231号非農地証明願について質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようですので議案第231号非農地証明願についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第232号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について）

議長　　議案第232号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については5件になります。農地係より説明をお願いします。

農地係　　整理番号1番　済井出の1筆、地域計画内、面積1,366㎡。利用期間は10年で予定作物はグァバとなっております。

整理番号2番　済井出の1筆、地域計画内、面積2,103㎡。利用期間

は10年で予定作物はグァバとなっております。

整理番号3番　済井出の1筆、地域計画外、面積515㎡。利用期間は10年で予定作物はグァバとなっております。

整理番号4番　真喜屋の2筆、地域計画内、合計面積7,771㎡。利用期間は5年で予定作物は牧草となっております。

整理番号5番　真喜屋の1筆、地域計画内、面積4,262㎡。利用期間は6年で予定作物は牧草となっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第232号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第232号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第233号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について）

議長　　議案第233号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については1件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第233号は、農地中間管理機構を仲介した役員に関する計画案となっています。

整理番号1番　真喜屋の3筆、地目は畑、地域計画内、合計面積5,147㎡。予定作物はイチゴ、オクラ、スモモとなっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第233号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第233号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（報告　農地法第３条許可申請取り消し願いについて）

議長　　農地法第３条許可申請取り消し願いについての報告を事務局よりお願いします。

事務局　　農地法第３条許可申請取り消し願いについて１件報告がございます。済井出の１筆、面積442㎡。平成27年１月に許可を受けましたが、売買が成立しなかったため取り消すとのことです。

説明は以上となります。

（報告　農地法第４条許可申請取り消し願いについて）

議長　　農地法第４条許可申請取り消し願いについての報告を事務局よりお願いします。

事務局　　農地法第４条許可申請取り消し願いについて１件報告がございます。親川の１筆、面積528㎡。平成５年８月に許可を受けましたが、家庭状況の変化により計画を断念することとなったため取り消すとのことです。

報告は以上となります。

（決議第１号　全国農業新聞の継続購読及び普及推進に関する決議）

議長　　我々名護市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員は、在任期間中、農地の利用の最適化の推進をはじめとする農業委員会業務に取り組み、地域農業の振興と農業者の地位向上に努めてきた。

全国農業新聞は、農業委員会組織が発行する農業専門情報紙であり、農政の動向や経営・暮らしに役立つ情報を農業者に届けており、農業委員会の情報提供活動の柱として重要な役割を担っている。

このたび、我々は任期満了を迎える。しかし、退任後も農業委員会の良き相談役として、また地域農業のリーダーとして、引き続き農業・農村の発展に寄与していく必要がある。

よって、名護市農業委員会は、次の事項に全力で取り組むことを決議する。

一、退任する農業委員及び農地利用最適化推進委員は、退任後も全国農業新聞を継続して購読し、地域農業の発展に向けて情報の収集と活用に努める。

一、退任後も地域農業のリーダーとして、全国農業新聞から得た情報を活用

し、次の取組に努める。

（１）地域の農業者への農政情報の周知

（２）新規就農者・女性農業者・若手農業者への助言

議長　　同内容で決議してよろしいでしょうか。

委員　　異議なし

（閉会）

議長　　以上で本日の議案・報告・決議はすべて終了しました。

これをもちまして、第37回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会　議長(会長)　藤原邦彦

署名委員(山城　秀樹)　山城秀樹

署名委員(前川　太輝)　前川太輝